

## 土地家屋調査士法第 42 条の処分

令和 6 年 8 月 30 日

氏 名 草田 雄士

登録番号 愛媛第 754 号

所属する土地家屋調査士会 愛媛県土地家屋調査士会

事務所の所在地 愛媛県新居浜市郷一丁目 2 番 20 号

処分の内容 令和 6 年 8 月 31 日から 2 週間の業務停止

[懲戒処分情報の公開](#)（日本土地家屋調査士会連合会 HP より）